

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、企業理念及び社訓に基づき、長期的成長を達成し株主価値を向上させ、従業員に自己価値向上の場を提供し、お客様と社会から必要とされるために、品質と革新性、創造性で常に時代に先駆けること、法令を遵守した透明性の高い経営を実現することが必要であり、そのためには経営の執行と監督の分離が重要であると考えております。

そして、当社は前述の考え方に基づき、経営における監督と執行の分離を進め、取締役会の業務執行状況の監督機能の強化を図るため、会社法上の機関設計として「監査等委員会設置会社」を採用しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4】

当社では、外国人持株比率が10%以下と低いため、現時点では招集通知の英訳には対応しておりません。今後の外国人投資家比率の動向を勘案し、実情に踏まえた対応を検討してまいります。

【原則2-6】

当社には企業年金制度はありません。

【補充原則4-1-2】

当社が事業展開する外食産業は、世界景気や為替変動、消費税の増税など激しい外部環境の変化にさらされてきました。このような環境下で中長期の経営計画を定めて株主の皆様コミットメントすることは、環境変化への柔軟な対応や機動的な経営判断に支障をきたすことになりかねないとの考えから、現在当社は中期経営計画を定めておりませんが、今後も継続して中期経営計画を策定する必要性について検討してまいります。

【原則4-2】【補充原則4-2-1】

当社では、取締役及び執行役員からの健全な企業家精神に基づく提案をいつでも受け付けており、提案に対して社内決裁規程に従って十分に審議し、迅速な意思決定が行われております。決定された事項については、必要な要員、組織体制をもって支援しております。なお、業績連動報酬等のインセンティブプランの導入については、持続的な成長に寄与するものと考えており、引き続き検討してまいります。

【補充原則4-10-1】

当社は、監査等委員会設置会社であり、独立社外取締役が取締役会の過半数に達してはおりませんが、任意の諮問委員会は設置してはおりません。当社では、経営陣幹部・取締役の指名・報酬等の重要な事項の検討に際しては、要求される資質・能力や業績達成状況といった総合評価を基本としております。検討の過程で独立社外取締役から適切な関与・助言を得ることができる体制を取っていること、また、適切な検討プロセスを経ていくかどうかを取締役会にて確認いただいていることから、現時点で任意の諮問委員会の設置は考えてはおりません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】

ガイドラインの「4. 株主の権利・平等性の確保」の(3)を御参照ください。
ガイドライン掲載場所(<http://www.global-dining.com/ir/governance/>)

【原則1-7】

ガイドラインの「4. 株主の権利・平等性の確保」の(4)を御参照ください。

【原則3-1】

(i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

ガイドラインの「3. 企業理念及び経営戦略」、及び有価証券報告書の「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」を御参照ください。

なお、当社の経営戦略や経営計画は、決算説明会資料にも掲載しております。

当社ウェブサイト(<http://www.global-dining.com/ir/>)を御参照ください。

(ii) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書「1. 基本的な考え方」に開示しています。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き

ガイドラインの「7. 取締役会等の責務」の(2)及び(4)を御参照ください。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き

ガイドラインの「7. 取締役会等の責務」の(2)及び(4)を御参照ください。

(v) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

選解任・指名につきましては、「第45回定時株主総会招集ご通知」に、社外役員を含めた全取締役について個々の選任理由と略歴等を記載してお

ります。
(<http://www.global-dining.com/wp-content/uploads/2018/03/20180305-001.pdf>)

【補充原則4-1-1】
ガイドラインの「7.取締役会等の責務」の(1)を御参照ください。

【原則4-9】
ガイドラインの「7.取締役会等の責務」の(5)を御参照ください。

【補充原則4-11-1】
ガイドラインの「7.取締役会等の責務」の(1)及び(2)及び(4)を御参照ください。

【補充原則4-11-2】
当社の取締役の兼任状況は株主総会招集通知において開示しております。

【補充原則4-11-3】
当社は、課題や改善点を洗い出し、取締役会の実効性を高めるための取り組みにつなげることを目的に、全取締役へのアンケート調査を実施し、その結果について2018年1月の取締役会にて報告、その分析・評価結果を審議いたしました。

<2017年度の結果の概要>
・取締役会全体について
経営上の重要な意思決定と業務執行の監督を行うための実効性は確保されている。

・2016年度に洗い出された課題について
中長期的な会社の経営戦略や課題、経営幹部の報酬等に関する議論の更なる充実については、取締役会の議事の深化や透明性が増すなどの改善が着実に進んだものの、まだ十分であるとはいえず、継続してさらなる充実を図っていく必要性を確認する。
また、当社における取締役会の適切な人員構成や多様性を重視した役員の選任については、依然として改善余地が残されており、2018年3月24日開催の当社第45回定時株主総会にて女性の監査等委員である社外取締役が1名選任されたものの、業務執行取締役の増員の必要性を改めて認識する。
今後も、課題につきましては対策を十分に検討し、取締役会での決議・報告事項の基準や審議のプロセスの見直し等を含めて、必要な施策を適宜検討・実効してまいります。

【補充原則4-14-2】
当社は、取締役がその期待される役割・責務を適切に果たしていく上で必要な知識や情報を取得・更新できるよう、就任時に加え、就任後についても、必要に応じて、会社及び外部機関が提供する各種研修・セミナー等への参加機会を促すとともに、その必要費用について支援することとしております。

【原則5-1】
ガイドラインの「8.株主等との対話」を御参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|------------------------|-----------|-------|
| 長谷川 耕造 | 6,293,500 | 62.08 |
| 有限会社スペーススラブ | 792,000 | 7.81 |
| ハセガワインターナショナルトレードカンパニー | 626,400 | 6.18 |
| 株式会社SBI証券 | 131,800 | 1.30 |
| 株式会社古舘篤臣総合事務所 | 110,000 | 1.09 |
| 大和証券株式会社 | 76,300 | 0.75 |
| 福田 憲史 | 50,000 | 0.49 |
| 日本証券金融株式会社 | 38,200 | 0.38 |
| 小林 庸磨 | 31,800 | 0.31 |
| 村上 世博 | 30,300 | 0.30 |

支配株主(親会社を除く)の有無 長谷川 耕造

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

| | |
|---------------------|--------------|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 第二部 |
| 決算期 | 12月 |
| 業種 | 小売業 |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 100人以上500人未満 |
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 100億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社未満 |

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社と支配株主等との間で取引を行う場合は、一般の取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、その取引金額の多寡に関わらず、取引内容及び条件の妥当性について、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

長谷川 耕造氏:当社創業者にして代表取締役社長
議決権所有割合 直接所有:62.18%、合算対象分:14.01% 計:76.19%

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|------|------------|
| 組織形態 | 監査等委員会設置会社 |
|------|------------|

【取締役関係】

| | |
|------------------------|--------|
| 定款上の取締役の員数 | 15名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 | 7名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 2名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 2名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係() | | | | | | | | | | | | |
|--------------|-------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|--|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | | |
| 澤 健介 | 公認会計士 | | | | | | | | | | | | | |
| 大島 明子(岡本 明子) | 弁護士 | | | | | | | | | | | | | |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 監査等委員 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|--------------|-------|------|--------------|--|
| 澤 健介 | | | | 当社グループと関係しない独立した立場であり、会計及び財務に関する知見を活かした公認会計士としての専門的見地から、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。 |
| 大島 明子(岡本 明子) | | | | 当社グループと関係しない独立した立場であり、弁護士の資格を有し、法律の専門家としての知識・見識と客観的かつ女性ならではの視点から、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。 |

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

| | 全委員(名) | 常勤委員(名) | 社内取締役(名) | 社外取締役(名) | 委員長(議長) |
|--------|--------|---------|----------|----------|---------|
| 監査等委員会 | 3 | 0 | 1 | 2 | 社内取締役 |

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

現在のところ監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を配置していませんが、監査等委員会は内部監査室等と有機的に連携し、効率的な監査を実施しており、その職務を果たせると考えております。なお、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人の配置を求めた場合は、補助すべき使用人を配置することとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

随時、連絡・意見交換の可能な状況を構築しており、監査結果についても互いに共有しあうことにより、三様監査の実効性・効率性を高め、業務運営の適正化確保に努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

当社は、専門分野での豊富な経験と知見に基づいた適切な監督ができ、かつ会社法上の要件や東京証券取引所が定める基準に基づき、独立性を有すると判断した者を、候補者として選定しております。なお、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の個人別報酬は固定報酬で構成し、当社の経営環境を考慮して適切な水準を設定しております。また役員賞与、役員退職金等を付与する代わりに、優秀な人材を確保すべくストックオプション制度を設け、株式の希薄化を考慮して適切な水準で付与しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めるとともに、優秀な人材を確保することにより、当社の業績向上を図ることを目的として、取締役及び従業員に対してストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当事業年度(平成29年度)における全取締役の報酬の総額は、7名に対し46,726千円(監査等委員でない取締役2名に対して総額2,926千円の新株予約権にかかる費用を含む)であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等については、株主総会の決議に基づく報酬限度額の範囲内で職務、実績及び当社の経営環境を考慮して適切な水準で総合的に判断し決定しております。

監査等委員以外の取締役の報酬限度額につきましては、平成28年3月26日開催の第43回定時株主総会において年額1億円以内(うち社外取締役360万円以内)、監査等委員である取締役の報酬限度額につきましては、同定時株主総会にて年額800万円以内とすることを決議しております。また、監査等委員以外の取締役の個別報酬額については、全取締役の3分の2以上の決議をもって決定することとしております。

【社外取締役のサポート体制】

当社は社外取締役2名を選任しており、両名とも監査等委員である取締役であります。社外取締役への情報伝達は主として監査等委員会委員長である取締役が行っております。また、取締役会の開催に際し事前の説明や資料提供を必要とする場合には、取締役会の事務機関である総務管理グループから資料等の提供を行っている他、各取締役及び担当部門からの情報伝達も行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、取締役会及び監査等委員会を中心に構成され、取締役(監査等委員である取締役除く。)4名、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)を選出しております。また、内部監査につきましては、内部監査室を設置し実施しております。

(取締役会)

取締役会を経営の最高機関として法令及び取締役会規則に定められた内容及びその他重要事項を決定するとともに、グループ会社の業務執行状況を監督しております。原則3ヶ月に1回以上開催するほか、必要に応じ臨時取締役会を随時開催し、監査等委員以外の取締役の業務執行に関する監督及び監視の強化を図るとともに、適宜、提言及び助言を行うことで、透明性と機動性を確保する体制としております。

(監査等委員会)

監査等委員会は監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)で構成されており、原則11回の定時監査等委員会のほか、必要に応じ臨時監査等委員会を開催いたします。各監査等委員は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、監査等委員会が定める監査計画及び職務の分担に従い、取締役会、全社リーダー会議、その他重要な会議に出席し、監査等委員以外の取締役等からその職務の執行状況を聴取、関係資料を閲覧するなどの監査を実施し、監査等委員会において、協議ならびに決議を行い、必要に応じて取締役会に報告するものとします。

(会計監査人)

当社は、新日本有限責任監査法人の会計監査を受けており、監査業務を執行した社員の氏名は以下のとおりであります。業務を執行した公認会計士は、業務執行社員中山清美氏、業務執行社員鈴木博貴氏であります。なお、会計監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士4名、その他の補助者7名であります。

(内部監査)

当社の内部監査体制は、当社グループの内部監査機能の強化を図るため、社長直轄組織として内部監査室(提出日現在1名)が、他の管理部門、業務部門から独立した形で設置しております。内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、当社及び当社グループの安定的発展のため、業務活動全般における合理性や効率性及び法令、定款、社内規程の遵守状況並びに内部統制システム及びリスク管理体制の有効性に重点を置いた経営管理監査を実施しております。内部監査室は、年度監査方針・計画の策定にあたっては、監査等委員会に事前に報告を行うとともに、監査の結果を定期的に代表取締役社長及び監査等委員に対して報告します。監査等委員会は必要に応じ内部監査室に追加監査の実施を求め、不定期に当社グループの監査状況を聴取できるものとしています。

(顧問弁護士)

顧問弁護士には、法律上の判断を必要とする場合、随時専門的な立場から助言を頂いております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役会の決議権を持つ監査等委員である取締役の監査により、コーポレート・ガバナンスの充実、取締役会の監査・監督機能の強化、経営の公正性・効率性の向上を図るため、監査等委員会設置会社の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

| | 補足説明 |
|-----------------|---|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 当社は、株主が株主総会議案の十分な検討期間を確保できるよう、定時株主総会の招集通知発送日を法定日数よりも前に設定し、発送日の2日前に当社ホームページ及び東京証券取引所のホームページに当該招集通知を掲載しております。 |
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 株主総会の開催にあたっては、より多くの株主が参加できるよう、週末に開催しております。(当年度は、平成30年3月24日の土曜日に開催) |
| 電磁的方法による議決権の行使 | パソコン、携帯電話を用いてのインターネットによる議決権行使を可能としております。 |

2. IRに関する活動状況

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|-------------------------|---|---------------|
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 年2回、第2四半期及び年次決算終了後に決算説明会を開催しております。 | あり |
| IR資料のホームページ掲載 | IR情報コーナー (http://www.global-dining.com/ir/) を設け、決算短信、決算説明会資料・動画、株主通信、月次売上速報、その他適時開示資料を年・項目ごとに掲載しております。 | |
| IRに関する部署(担当者)の設置 | 総務管理グループ及び財務経理グループに担当を配置しております。 | |

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|---------------------------|---|
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | 当社は、顧客、株主、従業員等の当社のステークホルダーに対して、適時適切に会社情報を提供することが重要であると認識しており、迅速かつ適切な情報開示の充実に注力しております。 |

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

イ 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように「企業理念」及び「コンプライアンス規程」を定めております。また、その徹底を図るために、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議するとともに、各部門と連携し、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓蒙教育を実施するよう努めております。さらに、コンプライアンス上の疑義ある行為について、取締役と全ての従業員が、社内の通報窓口へ通報出来る制度を整備し、「内部通報規程」に基づきその運用を行うものとして、未然防止のための牽制、迅速な対応の取れる体制の整備を行っております。

ロ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切・確実に、かつ検索及び閲覧可能な状態で、定められた期間、保存・管理するものとします。

ハ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社グループにおける組織横断的なリスクについては、代表取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置するとともに、当社及び当社グループに適用される「全社リスク管理規程」を定め、同規程に基づきリスク管理体制を構築し、内部監査室等の指摘等を勘案し、適宜改善をしております。不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えるものとしております。

ニ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会は原則3ヶ月に1回以上定例で開催され、全社リーダー会議を原則月2回定期的に開催するほか、適宜臨時に開催するものとしております。取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」「職務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めております。年度事業計画を立案し、全社的な目標を設定しており、監査等委員以外の取締役、監査等委員会委員長及び各部門長により構成された全社リーダー会議において、定期的に各部門より業績のレビューと改善策を報告させ、具体的な施策を実施させるものとします。また当社は、子会社について、関係会社管理規程に基づき、子会社の事業、規模、当社グループ内における位置付け等を勘案の上、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう監督します。

ホ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社グループの企業理念をグループ全体で遵守し、適宜に教育啓蒙活動をするものとします。子会社は重要事項決定にあたり、その決定の客観的公正性を担保する目的から、当社取締役会に付議のうえ、決定するものとします。当社の内部監査室等は、当社グループ会社を横断的に、内部統制システムの整備を推進し、グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保し、その結果を定期的に取締役会、監査等委員会及び全社リーダー会議に報告するものとします。内部監査室及び監査等委員会は、会計監査人と連携し、当社グループ全体の経営の監視、監査を実効的かつ適切に行うものとします。

ヘ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実行性に関する事項
監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めたときは、これに応じるものとします。監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置いた場合は、当該使用人の業務が円滑に行われるよう、当社の監査等委員会以外の取締役及び使用人は監査環境の整備に協力するものとします。

ト 前号の使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項
前号の使用人の独立性を確保するため、監査等委員会の職務を補助すべき専任の使用人の人事及びその変更については、監査等委員会の同意を要するものとします。使用人は、監査等委員会の業務を補助するにあたって、監査等委員以外の取締役の指揮命令を受けないものとします。

チ 監査等委員以外の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他監査等委員会への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社及び子会社の監査等委員以外の取締役及び使用人は、当社または当社グループの業務または業績に与える重要な事項を発見した場合は、遅滞なく当社の監査等委員会に報告するものとします。前記に関わらず、当社の監査等委員会はいつでも必要に応じて、当社及び子会社の監査等委員以外の取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとします。当社の監査等委員会は、会計監査人及び内部監査室と情報交換に努め、連携して当社及びグループ各社の監査の実効性を確保するものとします。また、当社グループは、監査等委員会への報告を行った当社グループの監査等委員以外の取締役及び使用人に対し、人事その他の一切の点に関して不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底するものとします。

リ 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理の方針、並びに、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(イ)各監査等委員である取締役は監査等委員会が定めた年間計画に従って監査等委員以外の取締役の職務執行の監査を行うものとします。
(ロ)監査等委員会委員長は、全社リーダー会議その他重要会議に出席するものとします。
(ハ)監査等委員会は、内部監査部門及び会計監査人の間で、定期的な会合を行うなどの密接な連携をとるものとします。
(ニ)監査等委員会は、会合、業務執行状況についてのヒアリング等により、監査等委員以外の取締役、主要部門長との意思疎通を図るものとします。
(ホ)監査等委員以外の取締役は、監査等委員会の職務の適切な遂行のため、監査等委員会と子会社の取締役等との意思疎通、情報収集・交換が適切に行えるよう協力するものとします。
(ヘ)監査等委員会は、監査等委員会の職務の遂行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を当社に請求することができ、当社は、その費用等が監査等委員会の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じるものとします。

ヌ 財務報告の適正を確保するための体制
当企業集団は、財務報告の信頼性を確保するため、適切な内部統制システムを構築し、その運用を行うと共に、必要な是正を実施するものとしま

す。

内部監査室が独立した立場から内部統制システムの整備、運用状況を継続的に評価し、評価結果を代表取締役社長に報告するものとします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力を排除していくことは企業としての責務であり、業務の適正性を確保するために必要であることをすべての取締役及び使用人が深く認識し、不当要求防止責任者を設置し、所管警察・弁護士と緊密な連携をとり、反社会的勢力の要求に対しては断固たる姿勢をもって取り組む体制をとっております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示に対する基本姿勢

当社は、上場会社として、法令の遵守はもとより、透明性の高い経営に努めております。

このため、以下のとおり、迅速かつ適切な情報開示の充実に努めております。

また当社は、東京証券取引所等の定める適時開示規則に従って開示を行い、関係法令に該当しない情報であっても、投資家の皆様の投資判断に影響を及ぼすと判断したものについては、積極的に開示してまいります。

1. 適時開示の社内体制

当社では、内部情報取扱責任者として執行役員最高財務責任者を選任し、投資家が適切な投資判断を行うための必要な情報の的確な把握と、厳正な管理に努めております。

当社各部門及び子会社の開示すべき情報は、当社の情報開示担当部門を経由し、内部情報取扱責任者に逐次報告され、遅滞なく開示する体制を整備運用しております。

2. 適時開示の手順

(1) 決算情報

財務経理グループが作成した情報については、監査法人、特定監査等委員の監査を受けたうえで、取締役会における審議・承認決議の後、速やかに開示いたします。また、執行役員最高財務責任者は、その時点における業績見通しとそれまでに公表した直近の業績予想との差異が、適時開示規則の軽微基準の基準内か否かについて検討し、取締役会に付議します。開示必要と判断した場合、取締役会は内部情報取扱責任者に速やかに開示するように指示します。

(2) 発生事実

重要事実等が発生した場合は、情報開示担当部門は、関連資料を添付して速やかに内部情報取扱責任者に報告いたします。これを受けて内部情報取扱責任者は関連部署と協議し、必要に応じて主幹事証券会社・監査法人・顧問弁護士等への確認や相談を行ったうえで、代表取締役及び経営管理本部長の審議・承認の後、速やかに開示いたします。また、開示の後、取締役会に報告いたします。

ただし、発生事実のうち、事故・災害等突発的事象に関する開示は、代表取締役の判断により開示の要否を決定いたします。

(3) 決定事項

重要な決定については、必要に応じて主幹事証券会社・監査法人・顧問弁護士等への確認や相談を行ったうえで、全社リーダー会議の審議・承認を経て、取締役会の承認決議の後速やかに開示いたします。

3. 適時開示の方法

「法定開示情報」、「適時開示情報」については、金融商品取引法及び東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」（適時開示規則）等の情報開示に関わる諸法令・諸規則に基づき、原則として金融庁の提供する「EDINET」（金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム）または東京証券取引所の運営する「TDnet」（適時開示情報伝達システム）に開示いたします。また、「適時開示情報」については、「TDnet」での開示後、速やかに当社ホームページに掲載いたします。

